

答申 第 72 号
平成 17 年 2 月 11 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

個人情報の保護に関する条例改正についての第二次答申

平成 15 年 9 月 11 日付け諮問第 58 号で諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

個人情報保護に関する条例改正
についての第二次答申

平成17年2月11日

兵庫県個人情報保護審議会

=目 次=

| | |
|------------------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 見直しをすべき事項 | 2 |
| 1 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて..... | 2 |
| 2 事業者が取り扱う個人情報の保護について | 4 |
| 3 オンライン結合に関する規定について | 7 |
| 個人情報保護審議会委員名簿及び検討経緯 | 9 |

はじめに

近年の高度情報通信社会の進展による個人情報の利用の著しい拡大等の社会情勢の変化及び国における個人情報保護関連5法の制定を受け、当審議会は、平成15年9月20日に、知事から「個人情報の保護に関する条例の規定を改正すべき事項その他制度に関し必要な事項」について諮問を受けました。

この諮問の審議を進める中で、早急に条例改正を行うことが必要であると考えられる利用停止請求権や職員等に対する罰則などの事項について平成16年1月28日に第一次答申としてとりまとめたところです。それを受けて、県では条例が改正され、平成16年4月1日より施行されています。

平成16年度は、引き続き、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることをはじめとして、事業者が取り扱う個人情報の保護やオンライン結合に関する規定のあり方等について検討を行ってきました。

当審議会では、県民意見提出手続を実施し、県民からの意見、提言も踏まえ、第二次答申としてとりまとめました。

県におかれては、本答申を踏まえ、速やかに条例の改正に取り組まれ、個人情報保護制度のさらなる充実を図られることを期待します。

見直しをすべき事項

- 1 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて（現行条例第2、6、7、8、13条）

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることが適当である。
この場合、警察事務の特性に配慮した一定の例外を認めることが適当である。

(1) 実施機関とすることについて

条例を制定した平成8年当時は、犯罪捜査など警察活動における国や都道府県相互の協力信頼関係、捜査活動への支障に対する懸念から、公安委員会及び警察本部長（以下「県警察」という。）が実施機関になることが難しいと考え、実施機関に加えなかった。

しかし、平成15年5月に成立した行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、マニュアル処理情報を含めて、国家公安委員会及び警察庁を対象行政機関としていること、他の都道府県においても警察の実施機関入りについて検討が進んでおり、一部既に条例化されたところもあること、警察は膨大な個人情報を取り扱っていることから他の実施機関と同様に、適切な個人情報保護対策を講ずる必要があること、県民の個人情報保護に対する関心が高まっていることから、県警察も実施機関に加えることが適当である。

(2) 例外取扱いについての考え方

ア 警察は、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たること」（警察法第2条第1項）をもってその責務としており、取り扱う個人情報の内容等については、犯罪等に関連するものなどセンシティブなものが多く、他の実施機関とは異なる特殊性が認められる。また、犯罪の広域化、組織化又は国際化等に警察が適切に対応するためには、警察庁や都道府県警察が相互に密接な連携をとりながら、共同で処理し又は管轄区域外に権限を行使するものであることから、保有する個人情報の取扱いについては、全国的な斉一性が確保される必要がある。

したがって、県警察については、以下のように、一定の例外的な取扱いをする必要がある。

イ 本人収集の原則、センシティブ情報の収集禁止、利用・提供の制限に係る例外

警察の行う事務のうち、犯罪への具体的な対応や犯罪の発生の抑止などいわゆる治安の維持の性格を有する場合は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、一定の例外を認めることが必要である。

このため、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持」を目的とする場合には、本人収集の原則、センシティブ情報の収集禁止、利用・提供の制限の例外を認めることが適当である。

ウ オンライン結合による提供の制限に係る例外

事件、事故などに迅速かつ的確に対処し、その適正な処理と早期解決を図るためには、警察庁を始め他の都道府県警察との間の情報収集・提供は必要不可欠であり、県警察が、警察庁又は他の都道府県警察にオンライン結合により提供するときには、オンライン結合による提供の制限は適用しないこととするのが適当である。

エ 個人情報取扱事務登録簿に係る例外

犯罪の捜査及び国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務については、秘匿性が強く求められることから、条例第13条の規定を適用しないこととするのが適当である。

また、個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、登録事項の一部又は全部を登録しないことができることとするのが適当である。

(3) 施行時期について

県警察が実施機関に加わることに伴って適用される関係規定の実施時期については、関係規則等の整備、職員への周知徹底その他準備のための期間を配慮する必要があるが、できるかぎり早期に実施することが望ましい。

2 事業者が取り扱う個人情報の保護について

(1) 事業者の責務（現行条例第4条、第57条～第61条）

事業者については、現行の責務規定と併せ、すべての事業者を対象とした指導助言等の規定を今後も存続させることが適当である。

また、個人情報取扱指針（以下「指針」という。）については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等との整合が図られるよう必要な見直しを行うことが適当である。その際、事業者等への指針の理解を進めていく必要がある。

- ア 個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として5,000件を超える個人情報を取り扱う事業者（個人情報取扱事業者）を対象として遵守すべき義務や罰則を定め、全国一律に規制することとした。
- イ 一方、本県の条例では、すべての事業者を対象として個人情報保護への自主的な取組みを求めるなどの責務規定（条例第4条）を設け、また事業者が個人情報の適切な保護措置を講ずる際のよりどころとしての指針を作成し、公表している（条例第57条）。そして、指針に即して個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な指導、助言等を行うこととしている（条例第59条～第61条）。
- ウ 個人情報保護法では、取り扱う個人情報の量により適用対象範囲を定めているが、高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の取扱いをめぐる県民の不安感や権利利益の侵害のおそれを考慮すると、同法の義務規定の対象としていない個人情報の取扱いが5,000件以下の事業者に対しても、引き続き個人情報の適正な取扱いを求める必要がある。
- エ さらに、条例（指針）では、すべての事業者に対し、センシティブ情報の特に慎重な取扱いを求めており（条例第58条）、このことは、個人情報保護法の対象となる事業者に対しても、現行どおりの対応が求められる。
- オ このことから、事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するためには、現行条例の責務規定と併せ、事業者の規模に関わらず指針に反した取扱いを行った場合に知事の関与を認める規定（指導、助言、説明・資料提出の要求、勧告、公表）を存続させることが適当である。また、個人情報保護法の適用される事業者に対して、条例の適用が併置することとなっても問題はない。
- カ なお、現行の指針については、個人情報保護法や国のガイドライン等との整合を図るなど必要な見直しを行うことが適当である。
- キ また、指針は、事業者が個人情報保護を図る上での支援措置であることから、新たな指針を策定した場合、広く各事業者団体等と連携し、各種の啓発、広報活動などを通じて、広く事業者及び県民に周知し、理解の促進を図っていくことが必要である。

(2) 適用除外（現行条例第59条～第61条関係）

現行条例では、条例第59条ないし第61条に定める知事の関与規定（指導、説明・資料提出要求、勧告、公表）は例外なく適用されている。個人情報保護法に準じて、報道機関等が、報道等の用に供する目的で個人情報を取り扱うとき、及び事業者が報道機関等に対して個人情報を提供する行為については、条例第59条ないし第61条を適用除外とすることが適当である。

- ア 個人情報保護法第50条第1項は、報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体が、それらの個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的の場合は、同法第4章（個人情報取扱事業者の義務、主務大臣の行政上の関与等）の規定は適用しないこととしている。
- イ このような特定の事業者による特定の目的による個人情報の取扱いについて適用除外とした理由は、個人情報取扱事業者の義務等の規定は、最終的には主務大臣の監督措置（同法第32条～第34条）が予定されているため、表現の自由などの憲法が保障する基本的人権の侵害とならないように十分に配慮する必要があるからである。
- ウ また、同法第35条第2項では、同法第50条第1項各号に掲げる事業者（同項各号に掲げる目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、主務大臣の行政上の関与は行わないこととなっている。この規定が設けられたのも、イと同様の理由からである。
- エ 条例においても、事業者による指針に反した取扱いがなされた場合、知事による指導・助言、説明・資料提出要求、勧告、公表（条例第59条～第61条）が予定されており、上記ア、ウと同様に、基本的人権の侵害とならないように配慮する必要がある。
- オ このようなことから、同法第50条第1項各号に掲げる事業者がそれぞれ同項各号に掲げる目的で個人情報を取り扱うとき、及び事業者が同法第50条第1項各号に掲げる事業者（同項各号に掲げる目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、条例第59条ないし第61条を適用除外とすることが適当である。
- カ なお、条例上の知事による関与規定以外の事業者に対する規定（指針の遵守等。条例第4条、第57、58条）については、基本的に事業者による自主的な取組みを促す趣旨のものであり、一方、同法第50条第3項では、同法第50条第1項各号に掲げる事業者に対しても自主的な取組みを促しており、法律、条例とも同旨の規定であることから、これらの規定については適用除外とする必要はない。

(3) 苦情相談の処理（現行条例第62条）

事業者に対する苦情相談の処理に当たっては、関係部局等が今まで以上に相互に連携を図りながら対応することが必要である。

- ア 個人情報保護法第13条は、「地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めている。この規定は、苦情の対象になった事業者が取り扱う個人情報が5,000件を超えるかどうかにかかわらず適用されるものである。
- イ 一方、現行条例第62条では、「知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする」と定めており、苦情相談の処理に対する県の姿勢を明確にしている。
- ウ 個人情報保護法の制定に伴い、苦情相談に当たって新たに考慮すべきこととして、地方公共団体の執行機関が同法に基づく主務大臣の監督権限を行使することがある。そのため、苦情相談は、権限行使の端緒となる可能性があり、権限行使に至るまでの段階で解決を図ることが望ましいことから、今後の苦情相談の処理に当たっては、相談窓口、事業の許認可等を行う部局及び本条例所管部局が今まで以上に相互に連携を図りながら対応することが必要である。

3 オンライン結合に関する規定について（現行条例第8条）

県ホームページに個人情報を掲載するときは、審議会の意見を聴くことの例外とすることが適当である。

また、オンライン結合により個人情報を提供する際には、必要な保護措置を講ずべきことを条例において明確化することが適当である。

(1) オンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、実施機関以外のものに対して個人情報を提供することは、その取り扱われ方によっては個人の権利利益を侵害するおそれ大きいことから、原則禁止としている。例外として結合できる場合も、法令に定めがあるもの、もしくは、審議会の意見を聴いて公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないときに限定している。

(2) 今後も個人の権利利益を侵害するおそれがないよう、オンライン結合による提供に当たっては、審議会の意見を聴くことを維持することが適当であるが、県ホームページに個人情報を掲載するときは、次のとおり審議会の意見聴取の例外とすることが適当である。

現在、県ホームページに個人情報を掲載するに当たっては、一定のもの（県政の情報等）については、既に当審議会の答申により、個人の権利利益を侵害するおそれがないよう、掲載する必要性のある個人情報の内容を限定し、本人同意を得るなどした上で掲載しており、実施機関において一定の運用が定着しているといえることができる。

閲覧等の方法により公表されているものや、県民に積極的に提供することを目的とする県政情報等を県ホームページに掲載しても、個人の権利利益を侵害するものとはいえないと考えられる。なお、情報提供の是非については、基本的には条例第7条（利用及び提供の制限）で判断される。

このように、県ホームページに個人情報を掲載する場合においては、審議会関与の必要性が乏しいものと考えられる。

審議会関与の例外としても、原則として、本人の同意を得た上で掲載するなど上記の審議会答申の考え方に沿い、個人の権利利益に配慮した運用を行うことが望ましい。

(3) オンライン結合による個人情報の提供においては、個人情報の漏えいや外部からの侵入は、個人の権利利益の侵害を招来する危険性が大きいことから、実施機関は、個人情報の性質・内容に応じた適切な保護を行うための必要な措置を講じなければならないことについて、条例において明確にすることが適当である。

個人情報の保護に関して必要な措置として、情報システムを構成する機器及びこれらの機器・設備を設置する施設の入退室管理等情報システムの設置に伴う安全性を確保するために必要となる物理的な対策、情報システムの利用者の責務を明らかにするとともに情報セキュリティ対策に関する研修や啓発を行うなど情報システムの適正な利用を確保するために必要となる人的な対策、情報システムへの不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策、情報システムにおけるアクセス制御等の情報システムの開発及び運用における技術的信頼性を確保するために必要となる技術的な対策が挙げられる。

個人情報保護審議会委員名簿及び検討経緯

1 個人情報保護審議会委員名簿

(任期：平成14年11月1日～平成16年10月31日)

| 職名 | 氏名 | 職業 |
|------|-------|---------------------|
| 会長 | 山下 淳 | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 |
| 会長代理 | 岸本 洋子 | 弁護士 |
| 委員 | 赤坂 正浩 | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| 委員 | 伊藤 潤子 | 生活協同組合コープこうべ理事 |
| 委員 | 上羽 慶市 | 神戸新聞社論説特別顧問 |
| 委員 | 齋藤 修 | 兵庫県立大学経営学部教授 |
| 委員 | 藪野 正昭 | 神戸商工会議所理事 |

(任期：平成16年11月1日～平成18年10月31日)

| 職名 | 氏名 | 職業 |
|------|-------|---------------------|
| 会長 | 山下 淳 | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 |
| 会長代理 | 岸本 洋子 | 弁護士 |
| 委員 | 赤坂 正浩 | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| 委員 | 伊藤 潤子 | 生活協同組合コープこうべ理事 |
| 委員 | 佐々木典子 | 姫路獨協大学大学院法務研究科教授 |
| 委員 | 森本 章夫 | 神戸新聞社論説委員長 |
| 委員 | 藪野 正昭 | 神戸商工会議所理事 |

2 検討経緯

| 回 | 開催日 | 審議内容 |
|----|-------------------|--|
| 1 | 平成 16 年 5 月 15 日 | 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて |
| 2 | 平成 16 年 5 月 25 日 | 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて |
| 3 | 平成 16 年 6 月 15 日 | 事業者が取り扱う個人情報の保護について |
| 4 | 平成 16 年 6 月 26 日 | 事業者が取り扱う個人情報の保護について |
| 5 | 平成 16 年 7 月 23 日 | 事業者が取り扱う個人情報の保護について（中間とりまとめ素案） |
| 6 | 平成 16 年 9 月 17 日 | 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて オンライン結合規定について |
| 7 | 平成 16 年 10 月 6 日 | 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて （中間とりまとめ素案） オンライン結合規定について（中間とりまとめ素案） 自己情報のコントロール権について |
| 8 | 平成 16 年 10 月 23 日 | 条例改正についての第二次答申に係る中間とりまとめについて |
| 9 | 平成 17 年 12 月 22 日 | 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて |
| 10 | 平成 17 年 2 月 11 日 | 条例改正についての第二次答申について |